

多岐にわたる制度を 新設し、最大2億円を 支援します！

令和3(2021)年4月1日、小田原市企業誘致推進条例
による支援がさらにバージョンアップ！

最大1億円となる立地奨励金に加え、本社を立地させた場
合に最大5千万、建設工事を市内企業に発注した場合に最
大3千万を加算。さらに雇用促進奨励金も最大2千万円に
増額。最大2億円を交付し、投資をサポートします。

適用要件

	新規立地	拡大再投資
区分	企業等が新たに土地・家屋を取得・賃借*1して事業所等を開設し、操業を開始する場合	市内で10年以上継続して、事業を営む企業等が家屋の増改築を行い、事業を拡張する場合
用途地域	工業系地域*2、保留区域*3	
対象業種*4	製造業、自然科学研究所、情報通信業	
投下資本額	大企業/1億円以上、中小企業/5千万円以上	
固定資産の取得期間	令和12(2030)年3月31日まで	
操業開始期間	令和15(2033)年3月31日まで	



立地奨励金

対象	内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規立地 ● 拡大再投資 	投下資本額の10%を立地奨励金として交付*5します (最大1億円)



NEW

本国立地加算金



対象	内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規立地 ● 拡大再投資 	本社を市内に立地して、従業員を異動させた場合、投資額の5%を立地奨励金に加算します。 (最大5千万円) ※異動人数等*6により上限額が変わります。



NEW

市内企業活用加算金



対象	内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規立地 ● 拡大再投資 	建設工事を市内企業に発注*7*8した 場合、発注額の5%を立地奨励金に加算します。 (最大3千万円)



Grade Up

雇用促進奨励金



対象	内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規立地 	5人以上の小田原市民を1年以上継続して正社員として雇用した場合、1人につき50万円を雇用促進奨励金として交付します。 (最大2千万円)

= 最大2億円を交付!!